

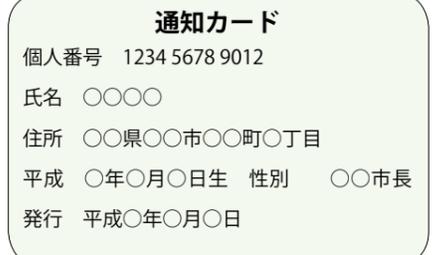
通知カード・個人番号カード 交付申請書が送られます。

いよいよ社会保障・税番号制度が始まります

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成27年10月から住民票に記載されている方に個人番号（マイナンバー）が指定され、地方公共団体システム機構（総務省の関係団体）から「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」などが全国民に送付されます。

通知カードのイメージ

「通知カード」とは
住民票を有するすべての方に、一人ずつの番号（12桁）が通知されます。住民票の住所に、マイナンバーの「通知カード」が簡易書留で送られますので、通知を確実に受け取りいただくため、現居住地と住民票の住所が異なる方は、住所変更の手續をお願いします。通知カードは、本人確認時に、顔写真付きの身分証明書が別途必要になります。通知カードは行政手續などに必要となりますので、受領後は大切に保管してください。**（再発行には手数料がかかります。）**住所の異動（転入など）の手續の際には、持参してください。



※DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待などのやむを得ない理由により、住民票の住所地で受け取ることができない方は、居所情報登録が必要です。

個人番号カードのイメージ

「個人番号カード」とは

個人番号に加えて、顔写真をはじめ、住所・氏名・生年月日などが記載された、公的な身分証明として利用できるカードです。
「個人番号カード」は、平成28年1月から希望者に無料で交付を行いますので、希望される方は、平成27年10月に郵送される通知カードに同封の「個人番号カード交付申請書」に顔写真を貼り付けて、地方公共団体情報システム機構に返送してください。
また、顔写真を添付することにより、パソコンやスマートフォンなどからもWEB申請が可能となります。これによって、電子申請を行うことができる電子証明書が標準搭載されます。初回発行手数料（電子証明書代含む）は無料です。**（再発行には手数料がかかります。）**※住民基本台帳カードと個人番号カードとの重複所持はできません。



個人番号カードの 手続きについて

「個人番号カード」は、平成28年1月以降、カードの交付準備が整った方から順番に、市から交付の案内文を送付していきます。

皆さまは、案内文が届いてからのご来庁となりますが、交付の際には、通知カードのほかに、本人確認書類などを持参していただくこととなります。

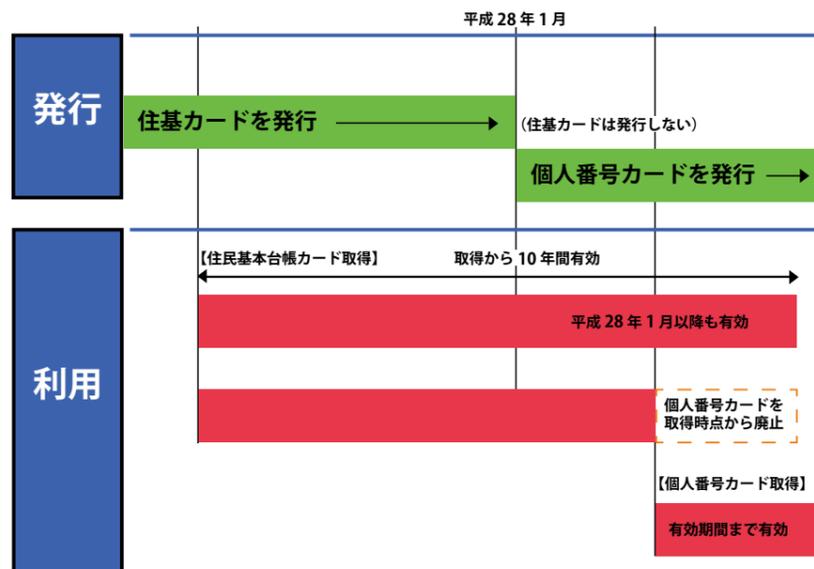
また、発行済みの「住民基本台帳カード」をお持ちの方については、手続きの際に返却していただくこととなります。

個人番号カードを受け取っていただく際には、市役所で暗証番号の設定が必要になりますので、案内文の内容をよくご確認いただき、来庁くださるようお願いいたします。

仙北市では、3地区で交付を予定しています。

- 【交付場所】
- ▽角館庁舎市民生活課
 - ▽田沢湖庁舎地域センター
 - ▽西木庁舎地域センター
- 通知内容をご確認のうえ、交付場所へおいでください。

種類	通知カード	個人番号カード
様式	▶個人番号を券面に記載 ▶顔写真なし ▶紙カード	▶個人番号を券面（裏面）に記載 ▶顔写真を券面に記載 ▶ICカード
作成・交付	▶全国民に郵送で送付のため来庁の必要なし ▶全市町村が地方公共団体情報システム機構に共同で委任 ▶手数料：なし	▶通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみを想定 ▶全市町村が地方公共団体情報システム機構に共同で委任 ▶手数料：なし
利便性	▶個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に利用可能	▶身分証明書としての利用 ▶個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児等） ▶市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ▶電子証明書による民間部分を含めた電子申請・取引等における利用



住民基本台帳カード はどうなるの？

平成28年1月からは住民基本台帳カード（以下、住基カード）の発行は行われず、個人番号カードが発行されます。

住基カードをお持ちの方で、個人番号カードを取得された場合は、住基カードを返却していただくこととなります。個人番号カードを取得しない場合は、取得から10年間有効となります。また、個人番号カードの有効期限は、20歳未満の方は発行から申請者の5回目の誕生日までとなり、20歳以上の方は発行から申請者の10回目の誕生日までとなっています。

仙北市市民生活課 ☎ 0187-43-3307（代表）
マイナンバーに関する質問はマイナンバーコールセンター
日本語窓口 ☎ 0570-20-0178
受付時間は平日 9:30～17:30（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）